

ご存じですか？

国民年金保険料は、退職(失業)による特例免除があります!!

こんなにある特例免除のメリット!まずは申請を!!

メリット1 = 保険料を一部納付したのと同じ!

免除期間の年金額の計算は、保険料が納付された場合と比較して2分の1（平成21年3月分以前は3分の1）となります。

メリット2 = 万が一の際にも確かな保障!

病気や事故で障がいが残ったときの**障害年金**や、一家の働き手が亡くなったときの**遺族年金**など、免除承認期間については支給対象の期間とされます。

メリット3 = 本人所得を除外して審査!

特例免除とは、通常であれば審査の対象となる本人所得を除外して審査を行い、保険料の納付が免除されるものです。（配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは保険料免除が認められない場合があります。）

通常の場合 → 申請者本人の所得 申請者の配偶者の所得 世帯主の所得

特例免除の場合 → 申請者の配偶者の所得 世帯主の所得

手続き

特例免除は、申請する年度または前年度において退職（失業）の事実がある場合に対象となります。保険料免除の申請は、笠松町役場住民課へ「国民年金保険料免除申請書」を提出してください。（申請書は笠松町役場、または年金事務所にあります。）また、この特例免除については、配偶者・世帯主が退職された場合にも対象となります。

手続きに必要なもの ①年金手帳または基礎年金番号がわかるもの（納付書など）②認め印（本人が署名する場合は不要）③失業していることを確認できる公的機関の証明の写し（雇用保険受給資格者証、離職票）

追納のおすすめ 国民年金には、追納という制度があり、10年以内なら免除を受けた期間の保険料を納めることができます。追納をされることにより、老齢基礎年金の年金額に算入されます。また、免除が承認された期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に加算金がつきますので、お早めにされることをおすすめします。

教育委員会だより



地域の教育力を高めるには

子どもたちは、地域の夢や将来を担う宝です。しかし、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。その中で地域の方々が、日々、子どもたちに深く関わってくださることにとっても感謝しています。このことが「地域の教育力」を培っていると強く感じています。

毎朝、子どもたちは、各校の見守り隊やPTAの交通安全当番の方々に見守られて登校しています。夕方、学年によって違う下校時間に合わせて、通学路に立ってくださっています。「おはよう、今日も頑張ってるね」「お帰り。学校楽しかった?」と温かい声もかけていただいています。

また、地域に住む大勢の方が学校に出向いて、直接子どもたちに指導をしてくださっています。生活科の「昔遊び」、総合的な学習の時間の「米作り」、クラブの時間の「琴の演奏」などを、子どもたちはとても楽しみにしています。キャリア教育の一環としての「働くこと」や

「生き方」についてのお話には、授業だけでは学べない説得力があります。また、各小学校では地域の方々による「読み聞かせボランティア」も定着しています。

休日には、笠松町の「こどもわくわく広場」や岐南町の「Gさうす」のように、学校以外の場で地域の方が講師となつていろいろな学習や体験ができる講座や学習会が開かれています。講師の中には、子どもとふれあうことに生きがいを感じてみえる方がたくさんいらっしゃいます。スポーツ少年団では、スポーツを通じた指導を長年続けていただいています。子ども会でも、子どもたちがいろいろな体験ができる活動に取り組まれています。また、地域の伝統や文化である「大名行列」、「芭蕉踊り」や「獅子舞」などを、子どもたちに伝えていく活動に取り組んでみえる方もいらっしゃいます。

こうして、多くの方々が子どもたちに具体的に関わっていただいていることが、地域で子どもたちを育てること、すなわち、「地域の教育力」の土台となっています。この輪がさらに広がり、多くの方が連携・協力して大きな渦となっていくことが「地域の教育力」を高め、充実させることにつながっていきます。